

平成27年第5回嘉麻市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成27年5月11日					
招集の場所	嘉麻市嘉徳生涯学習センター夢サイトかほ(大会議室)					
開閉会日時 及び宣言	開会 平成27年5月11日 13時 37分	開会宣言	副会長 山本 隆則			
	閉会 平成27年5月11日 14時 25分	閉会宣言	副会長 山本 隆則			
付議案件	① 議案第17号 嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦について ② 議案第18号 農用地利用集積計画について(所有権移転) ③ 議案第19号 農用地利用集積計画について(利用権設定) ④ 証明第 3号 非農地証明願いについて ⑤ 通知第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について					
出席及び欠席	出席 26 名			欠席 1 名		
議事録署名委員	27番	大 里 善 文	1番	大 里 廣		
職務の為委員会に 出席した者の氏名	事務局長	大 里 芳 明	係長	松 尾 典 子		
	係	加 藤 直 子				
招集委員及 び出席並び に欠席委員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1	大 里 廣	○	16	有 田 廣 志	○
	2	田 中 末 勝	○	17	浅 田 正 子	○
	3			18	梅 永 茂 美	○
	4	権 藤 春 義	○	19	縄 田 誠 一	○
	5	萬 田 紀 男	○	20	小 山 修	○
	6	松 隈 勝 久	○	21	熊 本 富 美 男	○
	7	齋 藤 英 俊	○	22	梶 原 徳 幸	○
	8	佐 藤 勝	○	23	秋 穂 勝 伸	○
	9	大 里 健 次	○	24	大 田 好 一	○
	10	有 吉 重 敏	○	25		
	11	山 上 学	○	26		
	12	岡 本 喜 久 生	○	27	大 里 善 文	○
	13	山 口 朝 光	○	28	松 岡 茂 美	×
	14	山 田 政 秋	○	29	山 本 隆 則	○
15	豊 田 武	○	30	永 水 修 一	○	

第5回嘉麻市農業委員会総会（平成27年5月11日）

事務局長 定刻になりました。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにして下さい。本日の出欠状況をご報告いたします。在任委員27名中、出席者26名、欠席者1名で過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い本総会は成立していただきますのでご報告いたします。4月30日付を持って議会推薦の3名の委員さんが退任されましたので議席順に退任の挨拶をお願いいたします。

【議会推薦委員の退任挨拶】

議長 【退任される委員さんへのお礼の挨拶】

事務局 【配布資料の確認】

事務局長 それでは、開会宣言を副会長をお願いいたします。

副会長 只今から平成27年第5回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。

【農業委員憲章朗読】

事務局長 会長挨拶をお願いいたします。

会長挨拶 それでは、ご挨拶を申し上げます。5月「さつき」麦秋を迎えました。ぼつぼつ田植えの準備も始まって爽やかな昨今でございます。しかし、水稻を作付けしても米の需要はなかなか高まりません。大変悩ましいことでございます。5月8日の日本農業新聞には米の価格も需給も改善の兆しありとの記事がありました。ちょっと期待を持った次第です。今日任期を終えられた議会推薦の委員さんから退任のご挨拶を頂きましたが、この2年間農業委員会活動に参画してもらいました事を心よりお礼と感謝を申し上げます。後任の委員さん3名は6月の市議会で推薦されるだろうと思えます。そうしますと、7月の農業委員会総会から審議に出席され私どもと一緒に議事を進めていくという事になるだろうと予定をしております。それから、農業委員会法改正についての学習会をするということをおっしゃっていましたが、私どもはといいますのは、私と局長でございますけども、5月下旬に開催される全国大会で研修をようやく受けてくるわけですが、皆さんには6月の農業委員会総会の時に福岡県農業会議の事務局長を講師に迎え開催する予定です。県の農業会議とは合議済みでございます。その後、委員の皆さんといろいろな意見を交換しながら纏まったものについて市長に今年中12月以前に建議したいと思っております。と言いますのは、その法律の内容によってできるだけ嘉麻市内の農家の方の思いが農地行政に活かせるような委員構成なり考え方を市長に建議したいと思っております。さて、話しは変わりますけども、先日嘉麻市において水稻の作付面積の配分がございましたが、これも5月6日の農業新聞に水稻作付面積の「深堀」という記事がありました。何のことかと思っただけを詳しく読んで見ますと、日本の発展では国が、お宅の県はこれ位生産していいですよ、作付けしていいですよ、というふうに国が割り振ったその数字よりももっと減反面積を増やして各市町村に配分したという県が、41県あったそう

会長挨拶 でございます。というのは、米の生産が多すぎるから価格が下がる、だから自ら身を削ってでも作付けするのを減らそうじゃないかという県が41県あったそうです。福岡県はどうしたかと言いますと、国から配分があったその数量をそのまま、数値をあたらないうで各市町村に配分したそうでございます。そういう訳で大変農業経営が厳しい状況に置かれているということがひしひしと分かる訳でございます。一段の工夫やコストダウンやいろいろな事を考えてどうやって売るかということも考えて、それは米に限らずそういう事が求められているものと思われます。それでは、本日も議案の審議よろしくお願ひをして挨拶といたします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員さんについて、会議規則第14条により議長が指名することに異議はありませんでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、本日の署名委員に27番委員と1番委員にお願ひし、書記を加藤主査に執らせますので、よろしくお願ひいたします。それでは、付議案件に入ります。議案第17号嘉麻市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦についてを議題といたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 それでは、1ページをお願ひいたします。
【議案第17号の表紙朗読】
2ページをお願ひいたします。
嘉麻市長より嘉麻市農業振興地域整備促進協議会員の推薦依頼がっております。現在の委員さんは、旧稲築地区18番委員、旧山田地区1番委員、旧碓井地区26番委員、旧嘉穂地区29番委員です。推薦方法については、会長から提案がありますのでよろしくお願ひいたします。

会長 それでは、私の方から提案をさせていただきます。今、説明を事務局がしましたように3名の方については、引き続きお願ひをしたいということでございます。そして、碓井地区からは26番委員でしたが、この度お辞めになりましたので、碓井地区から1名推薦をして欲しいという形で進めていきたいと思ひますが、如何でしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、碓井地区の方からどなたか推薦をしてくださる方をお願ひします。

14番委員 はい。14番です。碓井地区の方から26番委員が辞められたということで、13番委員にお願ひしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、その様な推薦がございましたが、前からの引き続きでお願ひをする、18番委員、1番委員、29番委員含めて13番委員にお願ひをして、その世話をしている農政の方に伝えたいと思ひます。それで、皆さんの了解を得たいと思ひますが、

議 長 最終的によろしいでしょうか。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、4名の方大変でございましょうが一つよろしくお願いいたします。
続きまして、議案第18号農用地利用集積計画（所有権移転）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、3ページをお願いいたします。
【議案第18号の表紙朗読】
本件については、市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であり、今回は1件の申請が出ております。それでは、4ページをお願いいたします。
【農用地利用集積計画書（所有権移転）番号1の内容朗読】
本件は、公益財団法人福岡県農業振興推進機構が農地保有合理化事業に基づく田の取得であります。5ページに位置図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の23番委員にご説明をお願いいたします。

23番委員 23番です。只今事務局の方から説明がありましたとおり、当農地は〇〇さんの所有でそれをいったん福岡県農業振興推進機構に譲渡し、同機構より〇〇氏が購入する予定のものです。〇〇氏は〇〇の方でも市内でも16町の大規模農家でありまして、何の問題も無いと思います。皆様の審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 只今、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 賛成多数であります。よって本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思っております。続きまして、議案第19号農用地利用集積計画（利用権設定）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 6ページをお願いいたします。
【議案第19号の表紙朗読】
本件は、市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。それでは、7ページをお開きください。今月はこの計画書に記載しておりますように、新規で山

事務局 田地区 3 件 13 筆 15,841 m²、碓井地区 4 件 6 筆 7,448 m²、稲築地区 2 件 3 筆 4,055 m²、嘉穂地区 13 件 35 筆 62,750 m²、更新で山田地区 5 件 7 筆 20,439 m²、碓井地区 16 件 32 筆 41,602 m²、稲築地区 9 件 34 筆 41,757 m²、嘉穂地区 26 件 86 筆 125,675 m²の申請があります。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしく願いいたします。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。ちょっと、自分のエリアといいますか、自分の担当地区の所について、目を通していただくようお願いいたします。

会場 【確認作業】

議長 それでは、大体目を通していただけたと思いますが、ご質問がございましたらお願いいたします。

会場 【異議なしの声】

議長 更新が相当の部分ですから、それはご本人達のご意思ですから大体良いと思いますが、良いですか。それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【全員挙手】

議長 ありがとうございます。賛成多数であります。本案は原案のとおり、市長部局へ回答したいと思います。続きまして、証明第 3 号非農地証明願いについてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、18 ページをお願いいたします。
【証明第 3 号の表紙朗読】
今月は、非農地証明願いについて 4 件の申請が出ております。
それでは、19 ページをお願いいたします。
【非農地証明願い関係審議表番号 1 の内容朗読】
当該地は、備考欄にあるように昭和 42 年 4 月以前から耕作しておらず山林化しております。非農地証明発行要件であります非農地化して 20 年に経過も満たしており許可申請上も特に問題ないと思われませんがご審議よろしく申し上げます。20 ページに位置図、21 ページに非農地証明経過書を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の 5 番委員にご説明をお願いいたします。

5 番委員 5 番です。先ほど現場確認に行ってきたんですけど、私が農業委員になって 4、5 年なりますけど、毎年行ってもうできる状態じゃない。非農地の申請を出したらいい

5番委員 というような状態で道もないしできる状況じゃないというようなことで確認しております。皆様のご審議の程よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 ありがとうございます。今、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問はございましたらお願ひいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案につきまして、賛成の委員さんは挙手をお願ひいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、本案は非農地として証明したいと思います。続きまして、審議番号2番の説明を事務局お願ひいたします。

事務局 それでは、22ページをお願ひいたします。
【非農地証明願ひ関係審議表番号2の内容朗読】
当該地は、備考欄にあるように30年以上前から耕作しておらず山林化しております。非農地証明発行要件であります非農地化して20年に経過も満たしており許可申請上も特に問題ないと思われませんがご審議よろしくお願ひします。23ページに位置図、24ページに非農地証明経過書を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の5番委員にご説明をお願ひいたします。

5番委員 続きまして、2件目ですけど、先ほど確認に行きました。この方は、〇〇の若八幡の宮司さんの家でして、もう田んぼも畑も離農しているという状況であります。いろんな方に利用権設定をして田んぼは若干作っておりますけど、今日見たところは、買手がおらず30年以上前から全然扱っていないということで、竹林でもうとてでもないけど、開拓して云々と言う状況ではありませんでした。従って皆さんの審議の程よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議 長 それでは、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本件につきまして、ご質問はございましたらお願ひいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本件本案につきまして、賛成の委員さんは挙手をお願ひいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、本案は非農地として証明したいと思います。続きまして、審議番号 3 番の説明を事務局お願いいたします。

事 務 局 25 ページをお願いいたします。
【非農地証明願関係審議表番号 3 の内容朗読】
当該地は、備考欄にあるように平成 2 年頃から農地として利用しておらず、現在は水路となっています。非農地証明発行要件であります非農地化して 20 年に経過も満たしており許可申請上も特に問題ないと思われませんがご審議よろしく申し上げます。26 ページに位置図、27 ページに非農地証明経過書を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明であります。地区担当の 4 番委員にご説明をお願いいたします。

4 番委員 4 番です。只今事務局から説明がありましたとおり、現在水路になって、元々水路があったらしいですけど、今もその水路を使われているようであります。地元のほうは別段問題はないと思われそうですが、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本案につきまして、ご質問はございましたらお願いいたします。

会 場 【異議なしの声】

議 長 それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本案につきまして、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。賛成多数であります。よって、本件は非農地として証明したいと思います。続きまして、審議番号 4 番の説明を事務局お願いいたします。

事 務 局 それでは、28 ページをお願いいたします。
【非農地証明願関係審議表番号 4 の内容朗読】
当該地は、備考欄にあるように昭和 56 年に山田市が取得し、長野保育園敷地として利用していました。今回、保育園の建物を撤去し、宅地分譲するにあたり地目の変更を行うものです。非農地証明発行要件であります非農地化して 20 年に経過も満たしており許可申請上も特に問題ないと思われませんがご審議よろしく申し上げます。29 ページに位置図、30 ページに非農地証明経過書を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。続きまして、地区担当委員さんの説明でありま

議長 　　す。地区担当の12番委員にご説明をお願いいたします。

12番委員 　12番です。長野保育園は市が調べられておそらく半分が宅地なんです。そして半分が田んぼになっておりましたから、それを知らないで造成してもう綺麗に宅地になっております。これはもうどうしようもないかなと。宅地でいいんじゃないかなと思います。以上です。

議長 　　それでは、事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりました。本件につきまして、ご質問はございましたらお願いいたします。

会　　場 　　【異議なしの声】

議長 　　それでは、質問がないようでございますので、採決に入りたいと思います。本件につきまして、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会　　場 　　【全員挙手】

議長 　　ありがとうございました。賛成多数であります。よって、本件は非農地として証明したいと思います。

2番委員 　　あの、今の関係でちょっと質問いいですか。

議長 　　どうぞ。

2番委員 　　事務局にちょっとお願いをしたいんですが。こういう非農地の案件が今からずっと挙がってくると思うんです。事務局と担当の農業委員が現場を見ていると思うのですが、これは写真を添付できないんですか。ただ、案件を聞くだけで何も細かいことが。1回私も経験があるから、そういうふうになると思いますけど。他の委員さんは、現状が本当にそういうふうになっているかと、確認できないとじゃないかなと推測できるんですが。例えばこれは、その人から挙がってくるのでしょうが。その人が写真を持って事務局のほうに証明をお願いしますときたときに、写真と現場を確認しなくてはいけないでしょうが事務局は、そこが実際どうなっているか確認で写真をここに白黒で、カラーはちょっとあれでしょうから。

事務局長 　　そののところ、うちの方で検討させてください。

13番委員 　　今の関連ですが、現況確認は事務局行ってあるんでしょ。その時デジカメで撮ってここで。

議長 　　申請が出たら事務局がまず行きます。そして、総会がある日に事務局と私と副会長と関係のところの委員さんとまた行ってきます。だから、現地確認は2回しています。事務局は、出てきてから即ここに載っているわけじゃないんです。受け付けたら事務

議長 局長は1回見に行きます。そして又当日の午前中に行ってきます。

2番委員 ただ、私が言っているのは、非関係者以外の農業委員がそれで納得しますかということですよ。

5番委員 今会長が言われることは、事務局もそれを非農地にしてくれと申請したときに、その場所を確認に行って、会長に報告、会長と地区担当の方と今日も始まる前に確認に行きましたけど、述べたような状況になっておりますが、2番委員が言ったのは地区の人は分かるけど、どういう状況かというのは添付している位置図だけではなかなか確認できないと、写真を撮っていると思うんですね。パトロールのときに撮ってなかったとしても、その時撮った写真があるでしょうし、新たに出た非農地については事務局が写真を撮っているだろうと思うんですよ。そういった写真を添付してこうゆう状況ですよと、皆さんが一目見て分かるような、これ酷いなというような写真を付ければですね。

2番委員 地区担当委員さんも説明しやすいですよ。こうなっておりますと見てもらえるわけですから。

24番委員 私は地区の担当委員さんを信用して手を上げていますけど。現地はもちろん非農地としてしかされないと考え方ですけど。私が考えるのは周りの人はそれでいいのか、周りには皆そういうふうな状況なのかというのもちょっと頭に入れて、現地調査されようかねと言う感じですかね。そこだけボンと雑木が立って農地に戻すことは困難という判断されるのも良からうけど周りですよ。結局日照権の問題とかいろいろですね、そういうところも少し頭の中に入れて現地調査してもらいたいと思っております。私はとにかく地元の委員さんを信用して手は上げています。もう全然現状は分からないもので。そのことを注意してもらいたいと思います。

18番委員 さっき事務局が、会長と決めたいと言っていたから、そういうふうにしたらどうですか。

議長 今、出ました意見を検討して前向きに、この次にはこの様にさせていただきますということで報告します。だから、来月まではこのままですけども、その次からはこうしますという事を言った方法でします。前向きというのはこのページに、申請されたページが3ページ位ありますけども、その中のどこかに写真を貼るか、皆さんに公開できるような形を、何らかの形で執りますということで、考えていますが。それまで、今日即答と言うことでなくてよろしいでしょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 それでは、前向きに検討して皆さんの意見が反映されるようにしたいと思います。では、非農地証明に関することはよろしいですか。

会 場

【異議なしの声】

5 番委員

今、写真を撮ることを。皆さんにより鮮明にこうゆう状況であると現状がどうなっているか分かってもらえらると思つてこのよふなことを言つていましたけど。今24番委員が言われたよふに、やはり中には竹林なんかどんどん横に這つていきます。従つて隣の地権者、境界ですね、ああいうのもどんどんどんどん非農地ですから、あんまり管理しなくていいというよふな地権者の方も思つておられて、認可されたからというよふなことで、隣ともめる。境界も分からない状況になつてきていろんなもめ事があつて農業委員会や何かに、少なくとも境界は管理してくださいよというよふなことでないと、ほつちらかして、非農地になつたからいいや万歳というよふなことで、ほつたらかしたらどんどん木は大きくなりますし、雑木も増えるでしょうし、そういうよふなことで隣接する地権者の方と揉める要因になる事もあつるわけですよ。だからそのところの歯止めとして。申請された課題ですね、隣近所との話し合い、一筆をあれして云々ということでも提出してくれるんですかねというよふな、農業委員会の方からの要望というか地権者の方、申請者にもめない先行きもめない、代が変わつてもめたとかいうのがあつるから、そういうよふなことも踏まえたところで、申請を受理すると。非農地云々という形に持つていくべきじゃないかなと思つるんですね。揉めないためにも、ある程度の境界とか最低限管理してくださいねと、分かるよふにしてくださいね、というよふなことをやっぱりしておくべきじゃないかなと、私も思つるんですけど。

議 長

事務局と私どもと打ち合わせをするのももちろんですけども。近隣の農業委員会にも問い合わせつてこの件について、どのよふにしていきますかと、いう情報を収集して来月皆さんに報告をして了解を得たいと思つておつります。先に行きますがよろしいでしょうか。

会 場

【異議なしの声】

議 長

それでは、通知第5号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局

それでは、31ページをお願いいたします。

【通知第5号の表紙朗読】

今月は4件の通知が出ておつりますが、この件につきましては報告のみとなつておつり、32ページに報告書を添付しておつります。以上でございます。

議 長

そこを見て、自分のところ関係があつたら、記憶してもらいましていろいと苦情や揉め事が起こらないよふに記憶しておいてほしいと思つます。それでは、報告のみでございますので、その次の項に入らせていただきます。

事 務 局

それでは、事務局からお知らせいたします。

【次回総会開催日について】

【農業委員会等に関する法律の改正についての研修会】

事務局からは以上でございます。

(議長)

【クールビズについて】

議長

これを持ちまして、全ての議事につきまして終わりました。ありがとうございました。

副会長

以上をもちまして、第5回嘉麻市農業委員会総会を閉会いたします

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議長

27番委員

1番委員
